

令和8年度

市・府民税

特別徴収のしおり



KAMEOKA CITY

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

U R L: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

F A X: 0771(25)0940

市区町村コード 262064

※※※お問い合わせ※※※

T E L 0771(22)3131(代表)

税務課 0771(25)5012(直通)

※※※様式ダウンロード※※※

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/20/3134.html>

亀岡市 税務課 申請書 検索



特別徴収義務者様

京都府亀岡市長

市民税・府民税・森林環境税の特別徴収について

平素は、市民税・府民税及び森林環境税の特別徴収につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、地方税法第41条、第321条の4及び、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条並びに亀岡市税条例第43条の規定によって、市民税・府民税及び森林環境税の特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、このしおりをご参考のうえ、取扱いにご留意いただき、特別徴収事務について、格別のご協力をお願い申し上げます。

市民税・府民税特別徴収事務の取扱いについて

1. 特別徴収・特別徴収義務者とは

特別徴収とは、納税義務者の便宜を図るため、地方税法並びに亀岡市の市税条例の規定によって、給与支払者が納税義務者に毎月支払う給与から1年間の市・府民税を12回に分け（6月から翌年5月まで）徴収し納入することです。また、この給与支払者を特別徴収義務者といいます。

2. 特別徴収される人

令和8年1月1日現在、亀岡市に住んでいる人で、令和7年中に給与の支払を受け、かつ、令和8年4月1日現在において給与の支払を受けている人

3. 特別徴収義務者及び納税義務者への通知

特別徴収により徴収するときは、特別徴収義務者及び納税義務者にその旨を通知することになっています。

今回同封しました「令和8年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は、ミシン目で切り離し、開封せず、納税義務者へお渡しください。なお、課税根拠は通知書に記載してあります。また、退職等によりこの通知書を納税義務者本人にお渡しいただけない場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に至急ご返送ください。

4. 特別徴収の一斉指定について

地方税法では原則として特別徴収義務者はすべての従業員の市・府民税を特別徴収（給与から天引き）することが義務付けられています。

ただし、『個人住民税の普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）』（注1）（以下「切替理由書」）にある符号a～fのいずれかに該当する場合は、普通徴収が認められます。

普通徴収を希望する場合は、給与支払報告書提出時に必ず切替理由書を添付し、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当する符号a～fを記入してください。

5. 徴収及び納入について

今回同封しました「令和8年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に納税義務者ごとの月割額が記載してありますので、それぞれの月に支払われる給与から徴収し、翌月の10日（その日が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日）までに以下の金融機関等へ納入してください。徴収していただく期間は、6月から翌年5月までです。

なお、eLTAXで給与支払報告書を提出し、提出の際に電子データによる特別徴収税額通知の受け取りを希望された場合は同封しておりません。

亀岡市役所	京都銀行	京都農業協同組合
	京都北都信用金庫	京都信用金庫
	京都中央信用金庫	京滋信用組合
	近畿労働金庫	
	ゆうちょ銀行・郵便局（注2）	

上記取扱金融機関以外での納入も可能ですが、手数料が必要となります。

（注1）：本市のホームページよりダウンロードできます。

（注2）：新たに近畿圏外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される時は、亀岡市の指定を必要としますので、このしおりに添付の指定通知書をご利用になるゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。なお、前年度の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

6. 退職・転職等の異動があった時の徴収及び納入について

退職、転職等により毎月の給与から徴収できなくなった人の未徴収税額は、基本的には、普通徴収に変更して本人から直接納付していただくことになります。

ただし、翌年5月31日までにその人に支払われる給与や退職手当等がその人の未徴収税額より多い場合は、次のとおり徴収し納入してください。

(1) 当該年6月1日から当該年12月31日までの間に退職等の異動があった人で、本人から特別徴収により徴収されたい旨申し出があった場合は、未徴収税額を一括徴収し、翌月の10日までに納入してください。

(2) 翌年1月1日から翌年4月30日までの間に退職等の異動があった場合は、本人の了解の有無にかかわらず、未徴収税額を一括徴収し、翌月10日までに納入してください。

※なお、転勤による異動の場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を転勤先の事業所経由で提出し、継続して特別徴収くださるようお願いします。

7. 退職・転職等の異動届出書について

退職・転勤・休職・死亡等の異動があった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を記載例参照のうえ、退職した人の住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）・特別徴収税額（年税額）・徴収済税額・未徴収税額・異動の事由等を記入のうえ、異動事由が発生した月の翌月10日までに必ず提出してください。

なお、令和8年度に特別徴収をしていない人で、翌年度の給与支払報告書で特別徴収と報告した人が退職・転勤等された場合についても、提出をお願いします。

異動届出書の提出が遅れた場合には、当該分の税額が特別徴収義務者の滞納額となることがあります。

また、普通徴収への切替が遅れると、納税義務者が一度に多額の税金を納めることになるおそれがありますので、速やかに提出してください。

8. 特別徴収税額を滞納した場合について

納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、税額に年14.6%の割合（延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合（延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%の割合））を乗じて算出した額となります。（令和8年2月現在）

9. 徴収税額の変更について

通知しました税額に変更が生じた場合、「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更された内容を確認していただき、月割額の徴収をお願いします。通知前にすでに徴収し納入した場合は、過不足額を翌月で調整してください。

なお、納入書は再送付できませんので、お手数ですが、金額を訂正して納入してください。

10. その他

(1) 納税義務者は「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 事業所の名称変更・所在地変更などがあった場合は、直ちにこのしおりの「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

(3) 市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書や納入書等に記入された指定番号は、特別徴収義務者を示したものです。今後の書類提出及びお問合せの際には、必ずこの番号を表示してください。

納入書の記入・取扱いについて

納入書に記入いただく場合は、以下記入例に従って黒のボールペンで枠内からはみ出さないように記載してください。

- この納入書は、特別徴収に関する市民税・府民税の給与分（一括徴収分を含む）及び退職所得分の納入書です。
- この納入書は、地方税法施行規則に基づいて定められたOCR（光学文字読取装置）処理用の納入書です。
- 納入済通知書は、直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないでください。同通知書の裏面の納入申告書についても同様の取り扱いをしてください。
- 納入金額の頭に￥記号は記入しないでください。
- 納入金額に変更のないときは、一切記入しないでください。

○記入例

良い例 **0** **1** **2** **3** **4** **5** **6** **7** **8** **9**

悪い例 **0** **1** **2** **3** **4** **5** **6** **7** **8** **9**
 上を離さ
 ない カギをつけ
 ない まるめない
 ない
 上を
 ふさが
 ない 横線を
 離さない 横線を
 出さない
 ない
 上につきで
 たり、するど
 くしない 離さない

特別徴収納入金額の変更時記入例

- 特別徴収税額が変更になった場合など、

「納入金額（1）」欄の税額と異なる場合（納入すべき金額が給与分のみの場合）、「納入金額（1）」欄を必ず2本線で抹消し、「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。

京都府亀岡市 市民税 税 森林環境税 領収証書④		
市町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 0 6 4	01080-7-960054	亀岡市会計管理者
月別	指定期	納入金額(1)
		-85,000- 円
00年00月分 (亀岡市が指定した番号)		
納入すべき金額が右の納入金額(1)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (給与支給) 納 退職 所得分 金 延滞金 督 促 手数料 合計額	105000
納期限	00年0月10日	
	(2)	105000
(特別徴収義務者) 住所 〒000-0000 又は 亀岡市安町〇番地 所在地 氏名 又は 名称 ○○ 株式会社 領 取 日 付 印 様		
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)		

京都府亀岡市 市民税 税 森林環境税 納入書④		
市町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 0 6 4	01080-7-960054	亀岡市会計管理者
月別	指定期	納入金額(1)
		-85,000- 円
00年00月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (給与支給) 納 退職 所得分 金 延滞金 督 促 手数料 合計額	105000
納期限	00年0月10日	
	(2)	105000
(特別徴収義務者) 住所 〒000-0000 又は 亀岡市安町〇番地 所在地 氏名 又は 名称 ○○ 株式会社 領 取 日 付 印 様		
上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)		

亀岡市が指定した番号

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

- 納入金額が納入書の「納入金額（1）」欄の税額と異なる場合（退職所得にかかる税額を併せて納入する場合）、「納入金額（1）」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額（2）」欄の「給与分」欄に給与所得にかかる納入金額を、「納入金額（2）」欄の「退職所得分」欄に退職所得にかかる納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額（2）」欄の「合計額」欄に記入してください。

京都府亀岡市 市民税 税 森林環境税 領収証書④		
市町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 0 6 4	01080-7-960054	亀岡市会計管理者
月別	指定期	納入金額(1)
		-85,000- 円
00年00月分 (亀岡市が指定した番号)		
納入すべき金額が右の納入金額(1)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (給与支給) 納 退職 所得分 金 延滞金 督 促 手数料 合計額	105000
納期限	00年0月10日	
	(2)	315300
(特別徴収義務者) 住所 〒000-0000 又は 亀岡市安町〇番地 所在地 氏名 又は 名称 ○○ 株式会社 領 取 日 付 印 様		
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)		

京都府亀岡市 市民税 税 森林環境税 納入書④		
市町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 0 6 4	01080-7-960054	亀岡市会計管理者
月別	指定期	納入金額(1)
		-85,000- 円
00年00月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (給与支給) 納 退職 所得分 金 延滞金 督 促 手数料 合計額	105000
納期限	00年0月10日	
	(2)	315300
(特別徴収義務者) 住所 〒000-0000 又は 亀岡市安町〇番地 所在地 氏名 又は 名称 ○○ 株式会社 領 取 日 付 印 様		
上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)		

亀岡市が指定した番号

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

退職所得に係る市民税・府民税の納入について

○退職所得について

退職所得（退職手当、一時恩給、退職により一時に受ける給与等による所得）に係る市・府民税は、退職手当等の支払者が所得税（国税）と同様に、他の所得と分離して税額を計算し、退職手当等を支払う際に特別徴収して、徴収した月の翌月10日までに、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における所在地の市町村に納入することとされています。

○退職金を支払う場合の手続きについて

退職所得（退職手当等）に係る市民税・府民税の所得割（分離課税）について納入される場合は、「市府民税特別徴収納入書」の「退職所得分」欄に記入し、納入してください。「退職所得分」欄記入と同時に、特別徴収に係る市民税・府民税の納入書の裏面の納入申告書及び、このしおりの「退職所得に係る市・府民税納入内訳書」を本市に提出していただくようお願いします。

○「退職所得に係る市・府民税納入内訳書」について

- ・住所欄については、本年1月1日現在の住所を記入してください。
- ・支払金額欄については、退職手当等の支払金額（所得税及び市民税・府民税を差し引く前の金額）を記入してください。
- ・勤続年数欄については、退職所得控除額の計算の基礎となった勤続年数を記入してください。（例 10年2ヶ月→勤続年数11年）
- ・退職所得控除額控除後の金額が0円の方については、この内訳書を提出する必要はありません。（納入申告書も同じく不要です）
- ・本年中に、支払済みのほかの退職手当等がある場合は、「前に受けた退職金額」の欄にその金額を記入してください。

○退職所得に係る市・府民税の特別徴収税額の算出方法について

« 算出方法 »

①退職所得控除額を求める

イ) 勤続年数が20年以下の場合… $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円に満たないときは、80万円）

ロ) 勤続年数が20年超の場合… $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

※障害者になったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

②退職所得金額を求める

（退職手当等の収入金額－①退職所得控除額）×1/2（※千円未満の端数は切捨て）

※勤続年数が5年以下の法人役員等（法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員）については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

また、勤続年数が5年以下の法人役員等以外の退職金は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

③市・府民税額を求める

（市民税）②退職所得金額×6%（※百円未満の端数は切捨て）…A

（府民税）②退職所得金額×4%（※百円未満の端数は切捨て）…B

④特別徴収する税額

特別徴収する税額=A+B

退職所得に係る市民税及び府民税の納入申告書の記入例

市民税 納入申告書					
(宛先) 亀岡市長					
00年7月10日 提出					
00年6月分 人員 1人					
退職手当等支払金額	1,500,000	特別徴収義務者	○○ 株式会社	(受付印)	000-0000
特別徴収義務者	住所又は在所	氏名又は称	法人番号又は個人番号	亀岡市安町○番地	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に関する選択割の納入について申告します。					

この合計額を、前ページの「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に記入し、「給与分」と併せて納入してください。

※「退職所得に係る市・府民税納入内訳書」についても送付してください。
他社支払分が含まれている場合等は、その計算明細も送付ください。

※金融機関は個人番号を取り扱うことができないため、個人事業主の方は、金融機関に提出する納入申告書には何も記載せず、別途、納入申告書を作成し、個人番号を記載したものを持参して下さい。(コピー可)

森林環境税について

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市町村において、市民税・府民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されるしくみとなっています。

平成26年度から東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・府民税にそれぞれ500円（合計1,000円）が課税されていましたが、令和5年度で終了しました。令和6年度以降は新たに森林環境税が賦課徴収されています。

○市民税・府民税均等割及び森林環境税の税額

税目		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
府民税	市民税・府民税均等割	2,100円	1,600円
市民税	市民税・府民税均等割	3,500円	3,000円
合計		5,600円	5,600円

地方税共通納税システムからの電子納税について

地方税共通納税システムとは、すべての都道府県・市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税できる仕組みです。

地方税共通納税システムを利用することにより、

- すべての都道府県・市区町村へ電子納税できます。
- 複数の地方公共団体へ、一括して電子納税できます。
- ダイレクト納付（事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法）ができます。
- 金融機関窓口等へ出向く必要がなくなります。
- 亀岡市が指定する金融機関以外の金融機関からも手数料無料で納付できます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

退職所得に係る市・府民税納入内訳書

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

特別徴収義務者	指定番号	
---------	------	--

所在地

名称

令和 年 月分	人 員	人
---------	-----	---

1月1日の住所	亀岡市			
氏 名				
支払金額	円			
勤続	年 数	年	区分	
			一般	
控除額		円	障害	
特別徴収税額	市民税	円		
	府民税	円		
※前に受けた退職金額				円

1月1日の住所	亀岡市			
氏 名				
支払金額	円			
勤続	年 数	年	区分	
			一般	
控除額		円	障害	
特別徴収税額	市民税	円		
	府民税	円		
※前に受けた退職金額				円

退職所得に係る市・府民税納入内訳書

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

特別徴収義務者	指定番号	
---------	------	--

所在地

名称

令和 年 月分	人 員	人
---------	-----	---

1月1日の住所	亀岡市			
氏 名				
支払金額	円			
勤続	年 数	年	区分	
			一般	
控除額		円	障害	
特別徴収税額	市民税	円		
	府民税	円		
※前に受けた退職金額				円

1月1日の住所	亀岡市			
氏 名				
支払金額	円			
勤続	年 数	年	区分	
			一般	
控除額		円	障害	
特別徴収税額	市民税	円		
	府民税	円		
※前に受けた退職金額				円

退職所得に係る市・府民税納入内訳書

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

特別徴収義務者	指定番号	
---------	------	--

所在地

名称

令和 年 月分	人 員	人
---------	-----	---

1月1日の住所	亀岡市			
氏 名				
支払金額	円			
勤続	年 数	年	区分	
			一般	
控除額		円	障害	
特別徴収税額	市民税	円		
	府民税	円		
※前に受けた退職金額				円

1月1日の住所	亀岡市			
氏 名				
支払金額	円			
勤続	年 数	年	区分	
			一般	
控除額		円	障害	
特別徴収税額	市民税	円		
	府民税	円		
※前に受けた退職金額				円

※この用紙をコピーしてお使いください※

■給与所得者異動届出書 提出イメージ

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

○給与所得者に異動（退職・転勤等）が生じた場合は、発生した月の翌月10日までに提出してください。

原則として、提出月の翌月の10日頃に、税額変更通知等を送付する予定です。

○転勤・再就職等により異動後も引き続き特別徴収を継続する場合は、前勤務先で必要事項を記入の上、新勤務先に回送いただき、新勤務先は、必要事項を記入し速やかに送付してください。

○退職等により異動が生じた場合、本人から特別徴収によって徴収されたいとの申し出があった時は未徴収税額を一括徴収してください。

なお、1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、最後の給与又は退職手当等の合計額から未徴収税額に満たない場合を除き、一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収してくださるようお願いします。

○外国人の方で出国等により、今後自身で納付することが難しい場合、一括徴収のご協力をお願いします。なお、一括徴収できない場合は、納税管理人の設定をお願いします。

○マイナンバー社会保障・税番号制度の導入により、異動届出書様式に「個人番号又は法人番号」及び「個人番号（マイナンバー）」欄が追加されています。

○本市においては、異動届出書の控えを合わせて送付された場合でも、原則として事業所への返送は行いません。

異動届出書の控えは送付せず手元で保管いただくか、本市受付済の控えが必要な場合は、必ず郵送料分の切手が貼られた返信用封筒を同封いただきますようお願いします。

普通徴収から特別徴収への切替届出書について

○特別徴収の給与所得者が生じる場合は、別途切替届出書を提出してください。

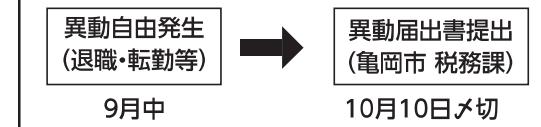
【記入方法】

①納税者の年税額を記入してください。

②納税者の納付済額と期別を記入してください（普通徴収の納期限が過ぎている税額は、特別徴収への切り替えはできません）。

③特別徴収の予定額と開始月を記入してください。

なお、各届出書については、本市ホームページの「くらし・手続き」→「税金」→「市・府民税」→「申請書ダウンロード」→「2 市・府民税 特別徴収関係」からダウンロード（またはページID検索で「0003134」で検索）することもできます。



■特別徴収切替届出書 提出イメージ（例）



記載例① (退職:一括徴収しない場合)
9月まで徴収し、未徴収税額を「普通徴収」に切り替えるとき

※該当者1人につき1枚提出してください。

5万まで徴収し、未徴収税額を「普通徴収」に切り替えること

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

整理番号

8

受付印		(株) 亀岡													
		亀岡市○○町○番地													
亀岡 市町村長		給付特徴在地		課係氏名										7年 度	
令和〇年〇月〇日提出		支払義務者		乙野 花子										特別徴収指定番号	
				0000-00-0000										宛名番号	
				0000										8年 度	
				00000000										00000000	
				00000000										宛名番号	
フリガナ		ゼイム タロウ		新姓		(ア)		(イ)		(ウ)		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
氏名		税務 太郎				特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日			
生年月日		元号	3	明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	30	年	1	月	17	日	例) 11月10日納期限分の場合→10月分		※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はございません。		
個人番号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	令和〇年 1月 9月 17日	番号を記入 番号を記入 1. 退職 2. 駆動 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 文払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 8. その他の理由を右欄 一括へ	番号を記入 番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)
住 所		1月1日現在 亀岡市安町○番地										円			
所		異動後 京都市○区○番地										円			
		49,200 16,400 32,800										円			

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)		特別徴収指定番号		新規の場合は、 月割額 円 を 月分	
所在地		担当者 氏名 電話		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
名前		法人番号		受給者番号	
称		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額)を右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、		月分(翌月10日納期限)で納入します。	
-------	--	--	--	------------------------	--	---------------	--	---------------------	--

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入		異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		旧特別徴収処理欄		7年度		8年度		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		入力者		点検	
1 ←		1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。								1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		入力者		点検	

市町村処理欄

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

一括徵收

記載例② (退職:一括徴収する場合)
退職により未徴収税額を一括徴収し、10月分で納入するとき

※該当者1人につき1枚提出してください。

受付印										給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書											
										整理番号											
8 亀岡 市町村長 令和〇年〇月〇日 提出 紹介書提出者欄 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住 所 1月1日現在 异動後										所在地 特別徴収義務者 支払義務者 課係 担当者 内線		総務課給与係 乙野 花子 0000-00-0000 0000		特別徴収指定番号 宛名番号 特別徴収指定番号 宛名番号		7年度 8年度					
亀岡市〇〇町〇番地 (株) 亀岡 個人番号又は法人番号 (右詰めで記入ください)																					
フリガナ ゼイム タロウ 新姓 税務 太郎										(ア) 特別徴収税額 (年税額) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		(イ) 徴収済税額 (ア) - (イ)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		异動年月日 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。		异動の事由 1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他		异動後の未徴収税額の徴収方法 ①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付)	
元号 3 ～ 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 30 年 1 月 17 日										6 月分から 9 月分まで		10 月分から 5 月分まで		令和 9月 17日		番号を記入 1 他の理由を右欄 へ記入		番号を記入 1 ～			
亀岡市安町〇番地 京都市〇区〇番地										円 49,200		円 16,400		円 32,800							
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)																					
新しい勤務先 (特別徴収義務者)										特別徴収指定番号 担当者 電話				新しい勤務先へは、 月割額 円 を 円 月分		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。					
フリガナ 法人番号 称														受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		番号を記入 ① 必要 ② 不要					
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)																					
番号を記入 1. 基勤年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 异動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。										徴収予定額 ((ウ)と同額)を 右欄に記入		円 32,800		左記の一括徴収した税額は、 10		月分 (翌月10日納期限) で納入します。					
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)																					
番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 异動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 异動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。										旧特別徴収処理欄 7年度 8年度		月分以降の 月割額は 月分以降の 月割額は		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		入力者 入力者		点検 点検			
市町村処理欄 A B C D E F G H I J K L																					

記載例③ (転勤の場合)

転勤により10月分から丙野商事(株)で特別徴収するとき

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※該当者1人につき1枚提出してください。

行法 壳 分 要

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入
 ← 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があつたため。
 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額 (\square)と同額)を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分 (<u>翌月10日納期限</u>) で納入します。
--------------------------------------	---	--

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください）

番号を記入	<u>異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。</u>	旧特別徴収処	7年度	月分以降の 月割額は	2 普通徴収代替 3 一括徴収 4 その他	ノック	点検
<input type="text"/>	← 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		8年度	月分以降の	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収代替	入力者	点検

旧特別徵収処理欄	7年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	1 特別徵収義務者を変更	入力者	点検
			2 普通徵収代替		
			3 一括徵収		
			4 その他		
	8年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	1 特別徵収義務者を変更	入力者	点検
			2 普通徵収代替		
			3 一括徵収		
			4 その他		

市 叮 村 处 理 檻

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

令和 年 月 日 (宛先) 亀 岡 市 長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称 代表者の職・氏名	〒 —	特別徴収義務者指定番号 法人番号 <small>※個人事業主の場合は記入不要です</small> この届出書に応答される担当者 係 氏名 電話 () —										

◎所在地・名称等には誤読をさけるためにフリガナをつけてください。

事 項	変 更 前	変 更 後	
フ リ ガ ナ			変更年月日
所 在 地 (住 所)	〒 —	〒 —	年 月 日
フ リ ガ ナ			
方 書 (ビル名等)			
フ リ ガ ナ			
名 称 又は 氏 名			
電 話	() — 内線	() — 内線	
送 付 先	上記の所在地の他に送付先を設定する場合に記入してください。		

※この用紙をコピーしてお使いください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

(宛先) 亀岡市長 令和 年 月 日提出		給与支払義務者 <small>(特別徴収義務者)</small>	フリガナ 名 称 (氏 名)	<small>※個人事業主の場合は記入不要です</small>	特別徴取義務者 指 定 番 号											
			フリガナ		この届出書に応答される担当者											
			(〒 —————) 所在地		課 係 氏名 内線											
			TEL () —													
給与所得者	フリガナ	受給者番号		生年月日 年 月 日	異動の事由											
	氏名				1. 年 月 日就職のため 2. 正社員になったため 3. その他 ()											
	1月1日 現在の住所															
	現住所				納入書			要・不要								

普通徴収と特別徴収の期別と金額を記入してください。

①	②	③(①—②)
年 税 額	納付済額	特別徴収予定額
円	期分まで	月分以降
円	円	円

- ①納税者の年間税額を記入してください。
- ②納税者の納付済の期別と金額を記入してください。

電子納付や金融機関の振替サービスを利用する場合等

- ③特別徴収の開始月と特別徴収の予定税額を記入してください。

※注意

- (1) 普通徴収の納期限が過ぎている納期分の税額については、特別徴収への切り替えができません。
- (2) 二重納付防止のため、納税者宛ての普通徴収納付書(領収済)の写しを必ず添付してください。
- (3) この届出書は、特別徴収を希望する月の前月15日までに提出してください。
- (4) 特別徴収税額の決定・変更の通知書は当市受付の翌月10日頃にお送りします。

※この用紙をコピーしてお使いください。

特別徴収税額通知の受取方法変更届出書

年 月 日 提出 (宛先) 亀岡市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 一	eLTAX 利用者ID	
		名称 (氏名)		特別徴収義務者 指定番号	
		代表者 職氏名		担当者連絡先	課・係
		法人番号			氏名
					電話

事項		変更前(旧)		変更後(新)	
受取方法	特徴義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ (正本)	<input type="checkbox"/> 書面 (正本)	<input type="checkbox"/> 電子データ (正本)	<input type="checkbox"/> 書面 (正本)
	納税義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ	<input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ	<input type="checkbox"/> 書面
通知先 e-Mail					

※アルファベットの大文字の I 、小文字の l 、大文字の o 、小文字の o 、数字の 0 、1 、記号の - 、 _ など判別しにくい文字にはフリガナを付けてください。

【注意事項】

- 本書は、eLTAXを介して各年度の給与支払報告書を提出した際に選択した特別徴収税額通知及び変更通知の受取方法について、年度途中で変更を希望する場合にご提出ください。
- 特別徴収税額決定通知書「納税義務者用」の電子送付を希望する場合、受給者番号が必須です。不備がある場合は書面での郵送となりますのでご承知おき下さい。
- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。押印は必要ありません。
- 特別徴収義務者用通知(会社用)について「電子データ(正本)」を選択した場合、電子署名を付与した特別徴収税額通知データ(特別徴収義務者用)のみ送信し、書面による通知書は送付できません。
- 特別徴収義務者用通知(会社用)及び納税義務者用通知(本人用)について、「書面」を選択した場合は、書面による通知書(正本)のみ送付し、電子データは送信できません。

【提出時期】

- 年度初回の決定通知(5月発送予定)の受取方法を変更したい場合は、3月31日(休日の場合は翌営業日)までに「必着」で提出してください。
- 受取方法設定変更の反映は、税額通知データの作成・送付と前後する可能性がありますのでご留意くださいようお願い申し上げます。

【提出先】

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所 税務課市民税係【電話:0771-25-5012(直通) FAX:0771-25-0940】

指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の特別徴収に関する市・府民税特別徴収税額取扱局に指定しましたので通知します。

1. 承認番号 貯業第二302号

1. 口座番号 01080-7-960054

1. 加入者の名称 亀岡市会計管理者

1. 取りまとめ局 大阪貯金事務センター

年　月　日

郵便局長様

京都府亀岡市長
(公印省略)

電子データによる提出義務について

令和3年1月1日以降に市区町村に提出する給与支払報告書について、基準年（前々年）の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が、100枚以上の場合、eLTAX等による提出が義務付けられています。

なお、令和9年1月1日以降はさらに「30枚以上」に提出義務基準が引き下げられますので、ご対応のほどよろしくお願ひします。

eLTAXのご利用を推奨しています

自宅やオフィスのパソコンからインターネットにより給与支払報告書や異動届等の提出などができます。

eLTAXを利用すれば、紙での給与支払報告書の提出や本人・番号確認書類の添付が不要となり、大変便利です。この機会にぜひご利用ください。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

★ eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>



エルタックス

検索



★ eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の作成方法に関する「動画コーナー」

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>



エルタックス 動画 検索



特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度より、eLTAXを経由して給与支払報告を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市区町村は、eLTAXを経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データ（電子署名付与の正本通知）を特別徴収義務者に送信します。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

外国人の方を雇用する事業者の方へ

外国人の方が退職・帰国（出国）されるときには、住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

(1) 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

可能な限り、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収してください。

(2) 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

手続き方法につきましては、亀岡市 税務課 市民税係（0771-25-5012）までお問合せください。

※以下のようなときは、下記の提出をお願いします。※

このようなときは…	提出書類
納税義務者が退職や転職等をしたとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ※退職等の異動により、特別徴収ができなかった方の個人宛の通知書は異動届出書の提出時に返送してください。
退職金を支払ったとき	退職所得に係る市・府民税 納入内訳書
納入に郵便局を利用するとき	指定通知書(ゆうちょ銀行・郵便局へ提出)
事業所の所在地・名称等を変更したとき	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
普通徴収から特別徴収へ切替えるとき	普通徴収から特別徴収への切替届出書
特別徴収税額通知の受取方法を変更するとき	特別徴収税額通知の受取方法変更届出書
納期特例の適用を受けるとき	市府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
地方税ポータルシステム「eLTAX (エルタックス)」による提出について	インターネットを利用して給与所得者異動届出書等の提出もできます。 ご利用いただくには、事前に電子証明書を取得し、利用届出を行っていただく必要があります。詳しくはeLTAXのホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧下さい。



●植物油インキを使用しています